

松原市通訳・翻訳ボランティア活動実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松原市人権尊重のまちづくり条例の趣旨に則り、日本語を母国語としないために家庭生活や社会生活を営む上で支障がある者（以下「要支援者」という。）に対して、本市に登録した通訳・翻訳ボランティア（以下「ボランティア」という。）を派遣し、通訳又は翻訳をする事業の実施について必要な事項を定め、もって本市における人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。

(ボランティアの登録)

第2条 地域の国際化や要支援者への支援に理解と熱意を有する者のうち、ボランティアとして登録を受けようとするものは、通訳・翻訳ボランティア登録用紙（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により通訳・翻訳ボランティア登録用紙の提出があったときは、ボランティアとして通訳・翻訳ボランティア登録台帳（様式第2号）に登録し、通訳・翻訳ボランティア登録証（様式第3号）を交付するものとする。

3 前項の通訳・翻訳ボランティア登録証の有効期限は、2年以内とする。

(支援対象)

第3条 ボランティアの支援対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本市内に住所を有する要支援者
- (2) 本市内に通勤又は通学する要支援者
- (3) 本市内において活動する医療機関、学校、公益団体等に属する要支援者で市長が認めるもの
- (4) その他市長が認めるもの

(支援の範囲)

第4条 ボランティアの派遣は、次の各号のいずれかの要件を有する場合とする。

- (1) 市役所その他の公的機関に係る通訳又は書類の翻訳
- (2) 学校、保育所、医療機関等に係る通訳又は書類の翻訳
- (3) その他市長が必要があると認めたときの通訳又は書類の翻訳

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、ボランティアを派遣しないものとする。

- (1) 調停、裁判等に関する通訳又は書類の翻訳
- (2) 医療機関等における手術等に関する通訳又は書類の翻訳
- (3) 外国の政府又は自治体が発行した書類の翻訳
- (4) 営利目的に係る通訳又は書類の翻訳
- (5) その他この要綱の目的に反する通訳又は書類の翻訳

(支援依頼)

第5条 ボランティアの派遣を依頼する要支援者（以下「依頼者」という。）は、通訳の場合は1週間前までに、翻訳の場合は2週間前までに通訳依頼書（様式第4号）又は翻訳依頼書（様式第5号）に必要事項を記入の上、提出しなければならない。

2 初めてボランティアの派遣を依頼する者は、市が指定する方法により本事業についての説明を受けなければならない。

支援の決定)

第6条 市長は、前条の規定によりボランティアの派遣の依頼を受けた時は、その可否を決定し、その旨を依頼者に通知するものとする。

(活動の時間)

第7条 ボランティアの派遣時間は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(活動の場所)

第8条 ボランティアを派遣する場所は、本市内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(費用の負担)

第9条 依頼者は、通訳、翻訳に要する費用を負担しない。

2 前項の規定にかかわらず、1人の依頼者につき1箇月に5件以上のボランティアの派遣を依頼する場合は、5件目から1件当たり500円を実費負担しなければならない。ただし、地方公共団体、医療機関、学校等が依頼する通訳及び翻訳については、この限りではない。

(責務)

第10条 ボランティアは、活動終了後、市長に通訳・翻訳ボランティア活動報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 ボランティアは、技術向上等のための研修を受講するなど、常に積極的に通訳、翻訳技術等の向上に努めなければならない。

(報償)

第11条 市長は、ボランティア活動報告書を受領後、ボランティアに対して別表に定める基準に基づき、報償を支給するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 ボランティアは、通訳、翻訳業務を行うに当たり知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。通訳、翻訳業務が終了し、又は登録を取り消された後においても同様とする。

(登録の取消し)

第13条 市長は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 死亡したとき又は登録の抹消を申し出たとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項において、登録を取り消されたボランティアは、通訳・翻訳ボランティア登録証を市長に返却しなければならない。

(細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ボランティア活動の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

ボランティアに対する報償基準

派遣の種類	時間等	金額	
通 訳	1 時間まで	4, 000円	
	1 時間以上 2 時間まで	5, 000円	
	2 時間以上 3 時間まで	6, 000円	
翻 訳	おおむね A4 サイズ	1 枚	4, 000円
		2 枚	5, 000円
		3 枚	6, 000円

1. 上の金額には、通訳・翻訳活動において発生する費用（交通費等）を含む。
2. 時間等については、報償支払時の目安とし、翻訳の場合 A4 サイズ 1 枚の目安は 1,000 字から 1,500 字とする。

通訳・翻訳ボランティア登録証

（表）

語 スタッフ 登録証 （多言語表示）	写真
名	前
	年 月 日発行 松原市長 印

（裏）

<ol style="list-style-type: none">1. 本証は通訳・翻訳等を行う場合には必ずはい用しなければならない。2. 本証は関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。3. 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。4. 本証の有効期限は 年 月 日とする。
--

様式第4号（第5条関係）

つう やく い らい しよ
通 訳 依 頼 書

松原市長 殿

TEL

FAX

メール

(24時間受付)

(24時間受付)

ていしゅつ び
提出日

ねん がつ にち
年 月 日

なまえ 名前（ふりがな）						
じゅうしょ 住所						
TEL	FAX					
けいたいでんわ 携帯電話						
メールアドレス	@					
ひつようげんご 必要言語						
いつ						
ねん 年	が 月	に 日 ()	じ 時	ふん 分から	じ 時	ふん 分まで
どこで						
ばしよ なまえ 場所の名前						
じゅう じよ 住 所						
ま あ ばしよ じかん 待ち合わせ場所・時間						
つうやく ないよう 通訳の内容						
	じぜんしりょう あり なし 事前資料 有 無					
その他						

様式第5号（第5条関係）

ほん やく い らい しょ
翻 訳 依 頼 書

松原市長 殿

TEL

FAX

メール

(24時間受付)
じ かんうけつけ

(24時間受付)
じ かんうけつけ

ていしゅつび
提出日

ねん がつ にち
年 月 日

<small>なまえ</small> 名前（ふりがな）
<small>じゅうしょ</small> 住所 TEL FAX <small>けいたいでんわ</small> 携帯電話 メールアドレス @
<small>ひつようげんご</small> 必要言語
<small>しきび</small> 締切日 ねん がつ にち 年 月 日 ()
どんなこと <small>つか</small> に使いますか・提出先 <small>ていしゅつさき</small> など
<small>ほんやくぶん う と かた</small> 翻訳文の受け取り方 FAX・メール・市役所 <small>しやくしょ</small> ・郵送 <small>ゆうそう</small> ・その他 <small>た</small> ()
<small>ほんやく ないよう</small> 翻訳の内容（データ 有 <small>あり</small> ・無 <small>なし</small> ）
<small>た</small> その他

通訳・翻訳ボランティア活動報告書

松原市長 殿

提出日: 年 月 日

名前		通訳・翻訳 No. _____
実施日(納品日) 年 月 日	実施場所(通訳の場合のみ)	
内容 [言語:中国語 ポルトガル語 スペイン語 韓国朝鮮語 タガログ語 その他(語)]		
通訳時間 通訳所要時間(約 時間 分)		
<p>■気付かれた点や困った点、その他改善すべき点などを記入してください。 ※今後の参考にしますので、できるだけ具体的にお願いします。</p>		

二重線の内側について御記入ください。お疲れさまでした。

事務局処理欄 報告書受付 月 日 / 手続日 月 日 / No. _____